

転出に伴う諸手続きについて

手続き項目	桑名市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録 をしている方	転出(予定)日をもって廃止されますので、 くわな市民カードは戸籍・住民登録課 へお返してください。	必要な方は新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民健康保険 に加入している方	桑名市国民健康保険証をお持ちのうえ 保険年金室(30番窓口) で資格喪失の手続きをしてください。	新たに加入の手続きをしてください。
国民年金 に加入している方	海外転出の方は 保険年金室(5番窓口) へお越しください。	詳しくは転出先の窓口でおたずねください。
後期高齢者医療制度 に加入している方	保険年金室(31番窓口) へ 後期高齢者医療被保険者証 を返却していただき、 負担区分等証明書 を取得してください。(75歳以上の方、65歳以上で一定の障害のある方)	新たに加入の手続きをしてください。
障害者 医療費受給者資格証 をお持ちの方	医療費受給資格証 をお持ちのうえ、 障害福祉課(7番窓口) で 資格喪失 の手続きをしてください。新住所地での手続きで、 所得課税証明書 が必要になることがあります。	新たに手続きが必要です。転出先により制度が異なりますので詳しくは転出先の窓口でおたずねください。
子ども 一人親家庭等 医療費受給者資格証 をお持ちの方	医療費受給資格証 をお持ちのうえ、 子ども未来課(2階) で 資格喪失 の手続きをしてください。新住所地での手続きで、 所得課税証明書 が必要になることがあります。	新たに手続きが必要です。転出先により制度が異なりますので詳しくは転出先の窓口でおたずねください。
介護保険 に加入している方	介護高齢課(14番窓口) へ被保険者証をお返ください。要介護認定を受けている方は、 介護保険受給証明書 を発行いたします。	受給されている方は新たに手続きが必要です。(介護保険受給資格証明書をお持ちください。)
児童手当 を受給している方	印鑑をお持ちのうえ、 子ども未来課(2階) へお越しください。	転出先で転出予定日の翌日から15日以内に手続きが必要です。必要書類は転出先の窓口でおたずねください。
児童扶養手当 を受給している方	印鑑・証書をお持ちのうえ、 子ども未来課(2階) へお越しください。	印鑑・証書をお持ちのうえ、手続きしてください。詳しくは転出先の窓口でおたずねください。
保育所(園)、幼稚園 に通所(園)している方	印鑑をお持ちのうえ、 子ども未来課(2階) へお越しください。退所(園)届を提出してください。	詳しくは転出先の窓口でおたずねください。
障害者手帳 をお持ちの方	印鑑をお持ちのうえ 障害福祉課(7番窓口) で各制度の喪失手続きを行ってください。	転出先にて障害者手帳の住所変更手続きを行ってください。転出先により、受けられる制度が異なりますので転出先の窓口でおたずねください。
市立の小・中学校 に在学しているお子さん がいる方	学校支援課(2階) で 転退学通知書 を発行いたします。受け取った 転退学通知書 を学校へ提出し、 在学証明書・教科用図書給与証明書 を取得してください。	詳しくは転出先の教育委員会でおたずねください。(桑名市で取得した 在学証明書・教科用図書給与証明書 をご持参ください。)
原付バイク(125cc以下) をお持ちの方	税務課(8・9番窓口) へ 標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑 をお持ちのうえ 廃車 手続きをしてください。	廃車受付書・印鑑 をお持ちのうえ登録の手続きをしてください。
市税の納付書 をお持ちの方	収税対策室(10番窓口) へお越しください。	
水道・都市ガス をお使いの方	水道を止めるときは ふれあいプラザ1階の上下水道部お客さま総合センター(TEL 24-1260) へご連絡ください。都市ガスの閉栓は 東邦ガス桑名サービスセンター(TEL 31-0805) へお願いします。	水道の場合は転出先の水道局へ、ガスの場合は最寄りのガス会社へおたずねください。
犬を飼っている方		転出先で犬の住所変更の手続きをしてください。